

財務省告示第三百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年九月二十八日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	八トン
三	・五三トン
四	一一、二四一トン
五	七四〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一九二トン	五三三トン	七、 六五八トン	五四、 九五六トン	四三トン	三六三トン	三五一、 五八三トン	四二四、 九〇一トン	二、 四五六、 六四〇トン	三七、 〇四〇トン	六、 三九一トン	二、 三〇二トン	一八、 九八三トン	・ 三六トン	トン	四トン

二九	三〇トン
二八	トン
二七	四、四三〇トン
二六	一、三八三トン
二五	トン
二四	一三三トン
二三	一、六七一トン
三三	三三三トン
一一	一五、〇四六トン